令和９年度　加古川市
児童クラブのご案内
（放課後児童健全育成事業）



令和9年度利用申込受付について		
受付期間	月日	令和8年11月16日(月)から11月27日(金)まで　(22日(日)・23日(月・祝)は除く)
	時間	午前9時から午後5時15分まで(21日(土)は、午前9時から正午まで)　【時間厳守】
申込方法		①かこがわオンライン申請システムによる申し込み(QR コードは右下です) ※上記受付期間中(土日祝含む)は24時間申込可能。(ただし初日は午前8時30分から) ※上記受付期間を過ぎるとオンライン申請はできませんのでご注意ください。
		②利用申込書の提出による申し込み ※受付期間中に下記の申込受付場所にて必要書類を提出してください。
申込受付場所		市役所　新館8階　社会教育課窓口　　※受付場所が変更となる場合があります。
利用審査結果		上記期間内の受付分は、令和9年2月下旬頃に文書にて通知します。

※書類不足や、記入漏れ等の不備をなくすため、郵送・市民センター窓口での受付はできません。

※受付期間以降も随時受付しますが、上記期間内に申込みされた方が優先となります。

※各小学校区の受入可能人数については、「12　令和9年度加古川市児童クラブ受入可能人数」をご覧ください。

※夏休みのみの利用申込みは、令和9年5月中旬頃を予定しています。
（詳しくは令和9年4月下旬に市ホームページに掲載予定です。）

〈オンライン申請はこちら〉

加古川市教育委員会　社会教育課

（市役所新館８階）

〒675-8501
加古川市加古川町北在家 2000 番地
TEL：079-427-9751(直通)

1　児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の目的

市内の小学校（義務教育学校を含む。）に通っている1年生から6年生までの児童で、放課後に保護者の仕事やその他の事情により、保育を必要とする児童に対して、その保護と健全育成を図るための事業です。全国的には、「学童保育」と呼ばれることもありますが、加古川市ではこの事業を「児童クラブ」と呼んでいます。「児童クラブ」は、児童の安全保護、健全育成を第一の目的としていますので、学力の向上を目的とする学習塾とは異なります。

2　対象児童



児童クラブを利用できる児童は、次の条件を備えていることが必要です。
（1）令和9年4月1日現在、市立小学校（義務教育学校を含む。）に通う小学生
（2）放課後、保護者が仕事や病気などのため、保育を必要とする。

3　利用申込みに必要な書類　（※）利用申込みの手続きは、年度ごとに必要です。

（1）児童クラブ利用申込書（児童1人につき1部） （2）児童クラブすこやかシート（児童1人につき1部） （3）就労証明書等（父、母） ※下記の利用希望理由に応じた書類が必要です。	オンライン申請による申し込みの場合は、（1）、（2）の書類は不要です。（3）の書類はオンライン申請でも必要となりますので、下記の利用希望理由に応じた書類をお手元にご用意ください。

利用希望理由	必要な書類
会社・団体等で勤務している方	就労証明書（就労先に証明をうけてください） ※育児休業を取得中の方は、就労証明書とともに、取得期間の分かる育児休業期間証明書等も提出してください。
自営業主（個人事業主）・自営業専従者（自営業協力者）の方	就労証明書（就労証明書に記入のうえ、添付書類（就労証明書裏面に記載）も提出してください。）
病気・ケガ・障害	医師が発行する診断書等の写しまたは身体障害者手帳等の写しを提出してください。診断書等は療養期間の記載のないものや「家庭での保育が困難である」状況が不明のものは無効です。
就学（職業訓練含む）	①と②の両方の提出が必要です。 ①在学証明書の写し ②授業カリキュラム等の写し
出産前後の休養が必要な方	産前：母子健康手帳（表紙及び分娩予定日のページ）の写し 産後：母子健康手帳（出生届出済証明書のページ）の写し等出生日のわかるもの ※入所可能期間は、産前は出産予定日より遡って8週間前に該当する月の初日から、産後は出産日から8週間を経過した月の末日まで
親族の介護・看護	介護または看護を受ける者の医師が発行する診断書等の写しまたは身体障害者手帳の写しを提出してください。

※二人以上同時に申込みをされる場合は、どちらかお子様お一人分に添付して提出してください。
※就労証明書は、提出日時点で証明日から3か月以内のものを提出してください。
※14時30分以降の就労が確認できる就労証明書を提出してください。
※平日勤務のみの就労証明書では、土曜日児童クラブの利用はできません。あらかじめご留意ください。
※祖父母による児童の保護を理由に校区外申請をされる方（祖父母の実家のある校区に通学するなど）は、祖父母の就労証明書が必要です。
※自営業主（個人事業主）、自営業専従者（自営業協力者）として従事している方等は、就労証明書と就労証明書裏面に記載しております添付書類を提出してください。

4　利用申込みにかかる注意事項

（1）令和9年度の利用につきましては、多くの申込みがあることが予測されます。**期間内受付分を優先しますが、受入可能人数を超える場合は、就労状況、児童の学年や世帯の状況等により厳正に審査をさせていただきます**ので、ご理解いただきますようお願いします。
（2）申込書類提出後に、申込書類の記載内容や証明書の内容に変更が生じた場合は、速やかに社会教育課にご連絡ください。
（3）**夏休みのみの利用申込みは、令和9年5月中旬頃を予定しております。**
詳細は令和9年4月下旬に市のホームページに掲載予定ですので、ご確認いただきますようお願いします。各児童クラブの利用状況によっては、利用できない場合がありますので、ご了承ください。

5　開所日時と閉所日（休みの日）

【開所日時】

（1）令和9年4月1日から令和10年3月31日まで　※新1年生も4月1日から利用できます。
（2）授業終了後から午後6時30分まで （お迎えが必要です。）
　※午後6時30分を超えて午後7時まで延長利用可。（別途料金必要）
（3）夏休み等学校休業中 ： 午前7時45分から午後6時30分まで （送迎が必要となります。）
　※児童クラブ開所時間中の送迎を厳守してください。
　※児童の安全確保のため、保護者の迎えが困難な場合は、代理（必ず成人）の方等での対応をお願いします。
　※午後6時30分を超えて午後7時まで延長利用可。（別途料金必要）
　※給食がありませんので、お弁当が必要です。お茶も十分にご用意ください。

【閉所日（休みの日）】

・日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
・天災などにより、教育委員会が児童クラブを閉所すべきと認めた場合



⚠【警報が発令されたとき】

・学校が休業となるとき、児童クラブは**閉所**となります。
・学校登校後に警報が発令されたとき、
　給食前に下校する場合は、児童クラブは**閉所**となります。
　給食後に下校する場合は、児童クラブは**開所**となります。
　※短縮授業時は給食がないため、午前7時に警報が発令されていなければ、**開所**となります。
・夏休み等学校休業中は、**午前7時**に警報が発令されているときは**閉所**となります。
　※時間によっては、支援員等からの連絡によって迎えに来ていただくこともありますのでご了承ください。

⚠【熱中症予防情報サイトのアラート等の発表に伴う対応】

・熱中症予防情報サイトのアラート等の発表に伴い、学校が休業となるとき、児童クラブは**閉所**となります。
（学校が臨時休業になるケース）
　①**熱中症特別警戒アラート**が兵庫県に発表（14時頃）された場合　⇒**翌日は臨時休業**
　②暑さ指数情報提供地点の「明石」、または「姫路」における暑さ指数（WBGT）**35以上**の予測が発表（17時頃）された場合　⇒**翌日は臨時休業**
　※夏休み等学校休業中（登校日を除く）は、熱中症特別警戒アラートや暑さ指数にかかわらず、通常通り開所となります。

⚠【保護者の方へのお願い】

・児童クラブから帰るときは、児童の安全確保のため、閉所時刻までに保護者の方のお迎えが原則となります。仕事等の関係で閉所時刻までに保護者の迎えが困難な場合は、代理（必ず成人）の方等で対応していただくようお願いいたします。
　※児童クラブへ代理で送り迎えを行うなど、育児援助を受けたい人と行いたい人が会員登録し、有料でのボランティア活動を行うファミリーサポートセンター事業があります。利用には事前登録が必要です。制度の詳細については、加古川市ファミリーサポートセンター事務局（℡079-424-9933）までお問い合わせください。
・児童クラブ周辺の路上駐車は、近隣の方の迷惑になるので絶対にしないでください。

6　費用負担

種類	金額	内容説明
児童クラブ 保護者負担金	**8，000円 （1人／月）** **8月は 11,000円 （1人／月）**	1か月につき8，000円（8月は11,000円）必要です。 ※児童クラブ保護者負担金は口座振替にてお支払いいただきます。ご指定の口座より毎月末日（土日祝の場合は翌営業日）にお引き落としいたします。 **≪口座振替の申込み手続き方法≫** 加古川市Web口座振替受付サービスまたは口座振替依頼書により、口座振替の申込み手続きを行ってください。 ※月の途中（16日以降）から入所した場合、または月の途中（15日以前）に辞退した場合、保護者負担金は半額となります。 ※同一世帯で2人目以降の利用児童にかかる保護者負担金は半額となります。 ※出席（欠席）日数によって月の保護者負担金は変更になりません。 ※生活保護受給世帯・就学援助認定世帯は、保護者負担金が減免となる場合があります。利用承諾後減免申出が必要となります。ただし、減免予定の方も、納期内に保護者負担金をご納付ください。減免決定後に、還付・充当させていただきます。 ※保護者負担金を2か月滞納された場合は退所いただきますので、ご注意ください。
延長利用料金	**2，000円 （1人／月）**	延長利用を申込みいただくことで、午後6時30分を越えて午後7時まで利用可能となります。 ※延長の利用には事前申込みが必要です。利用を希望する場合は、利用申込書にて申込みください。利用申込書の提出以降に延長利用を希望する場合は、児童クラブ変更届を提出してください。 ※児童クラブ延長利用料金は口座振替にてお支払いいただきます。ご指定の口座より利用月の翌月末日（土日祝の場合は翌営業日）にお引き落としいたします。 ※延長利用の申込みをしていない児童が延長時間帯を利用した場合は、利用日数、時間にかかわらず、延長利用料金の月額2,000円をお支払いいただきます。 ※延長利用の申込みをした場合は、実際に延長時間帯における利用がない場合でも、延長利用料金をお支払いいただきます。 ※延長利用の利用開始前に、延長利用の申込みを取下げたい場合は、開始月の前月末日までに児童クラブ変更届を提出してください。
おやつ代・ 教材費	**2，000円 （1人／月）**	1か月につき2，000円を集金します。 ※月の初日から末日まで全日欠席した場合は月額の全額を、また、月の初日から15日の間において全日欠席した場合、もしくは、16日から末日の間において全日欠席した場合は月額の半分となります。 ※上記以外において、日割りでの返金はいたしませんのでご了承ください。 ※おやつの提供は原則、出席した当日のみとします。 ※土曜日利用者は、毎回100円を別途集金します。 ※集金方法は委託事業者によって異なります。
スポーツ 安全保険	**800円 （1人／年）**	児童クラブでの保育中、教室や運動場でケガをした時のために、賠償責任保険を含む、スポーツ安全保険に加入していただきます。 ※利用承諾書に記載された利用開始日の前日（土日祝日を除く）の午後6時30分までに、利用申込のキャンセルをしなかった場合は、スポーツ安全保険の支払いが生じますので、ご注意ください。 （参考：令和8年度補償内容） ※傷害保険金額…死亡:3，000万円、入院1日:4，000円 通院1日:1，500円 ※賠償責任保険支払限度額…1事故5億円（対人・対物賠償合算） ただし、対人賠償は1人2億円

※上記各種費用を2ヶ月以上滞納された場合、利用承諾を取り消すことがありますのでご注意ください。

※児童クラブ保護者負担金の減免は、毎年度減免申出手続きが必要です。（申し出がない場合は減免されません。）

※延長利用料金、おやつ代・教材費及びスポーツ安全保険については、減免の対象ではありませんので、ご了承ください。

7 土曜日児童クラブ

土曜日児童クラブについて、開所方法が異なりますので、対象者には別途お知らせします。

※土曜日児童クラブは、保護者が土曜日勤務や疾病等により土曜日に児童の保育を必要とする場合に限り、利用できます。土曜日の勤務時間の記載がない就労証明書では、土曜日児童クラブの利用はできません。あらかじめご留意ください。

【利用のきまり】

・利用対象者は、各児童クラブに在籍している1年生から6年生の児童です。
・土曜日だけの利用はできません。
・開所時間は午前7時45分から午後6時30分までです。
※午後6時30分を越えて午後7時まで延長利用可。(別途料金必要)
・児童クラブ周辺の路上駐車は、近隣の方の迷惑になるので絶対にしないでください。
・送迎の際は、児童クラブ教室内までお子さまをお連れください。
・おやつ代・教材費として、毎回100円を集金します。
※集金方法は委託事業者により異なります。
・持ち物は、弁当・水筒・勉強道具・帽子・自由帳です。持ち物全てに名前の記入をお願いします。
※上記持ち物以外の物は持ってこないようにお願いします。紛失した場合の責任は負いかねます。

8 児童クラブの辞退

児童クラブを辞退するときは、「児童クラブ利用辞退届」の提出が必要です。「児童クラブ利用辞退届」は、児童クラブ、または社会教育課で受付しています。

【辞退についての注意事項】

・辞退届を提出し、手続きが完了するまでは、児童クラブ保護者負担金がかかります。
・月の上旬(15日まで)に辞退された場合、辞退月の児童クラブ保護者負担金が半額となります。

9 児童クラブの利用にかかる注意事項

(1)児童クラブを休まれる場合は、**必ず事前に児童クラブ支援員に連絡**してください。

(2)児童の体調が悪いときは、迎えに来ていただく場合があります。

(3)利用申込当初の届出事項に変更が生じた場合は、すぐに児童クラブ変更届を児童クラブ、または社会教育課へ届け出てください。



(4)児童クラブの利用申込手続きは、年度毎に必要です。

(5)次の場合には、利用を取り消すことがあります。
①利用児童が、放課後の保育を必要とする状況ではなくなったとき
②児童クラブの各種費用を滞納したとき
③その他、児童クラブのきまりごとや注意事項を守らない等、管理運営に支障を及ぼす行為が繰り返し続くとき

(6)保護者負担金を2か月滞納された場合は退所いただきますので、ご注意ください。

(7)出席(欠席)日数によって月の保護者負担金は変更になりません。

(8)クラス編成については、ご希望にそえませんのでご了承ください。

10　児童クラブ教室

児童クラブの教室は、小学校・幼稚園の余裕教室、または、専用のプレハブ教室を使用します。

11　児童クラブの先生

・支援員、補助員を各児童クラブの児童数等に応じて配置します。

・土曜日児童クラブの先生は、平日の支援員・補助員とは異なる場合があります。

12　令和9年度加古川市児童クラブ受入可能人数

小学校区	受入可能人数	小学校区	受入可能人数	小学校区	受入可能人数
加古川小学校	313	西神吉小学校	112	志方東小学校	54
氷丘小学校	269	川西小学校	114	志方西小学校	56
神野小学校	115	陵北小学校	108	氷丘南小学校	180
野口小学校	305	平岡南小学校	194	平岡北小学校	222
平岡小学校	160	浜の宮小学校	178	野口南小学校	293
尾上小学校	176	鳩里小学校	354	東神吉南小学校	182
別府小学校	110	平岡東小学校	265	若宮小学校	174
八幡小学校	54	野口北小学校	212	別府西小学校	193
東神吉小学校	63	志方小学校	56	両荘みらい学園	91

※受入可能人数…一人当たりの面積及び児童の出席率を勘案した人数。

※期間内受付分を優先しますが、受入可能人数を超える場合は、就労状況、児童の学年や世帯の状況等により厳正に審査をさせていただきますので、ご了承ください。

13　民間委託について

令和9年4月1日より、下記小学校の児童クラブについては、**「キャレオス株式会社」**が運営します。

【対象小学校名】

氷丘、野口、八幡、東神吉、西神吉、川西、陵北、平岡南、志方、志方東、志方西、氷丘南、野口南、東神吉南、両荘みらい学園

令和9年4月1日より、下記小学校の児童クラブについては、**「株式会社 CLC」**が運営します。

【対象小学校名】

加古川、神野、平岡、尾上、別府、浜の宮、鳩里、平岡東、野口北、平岡北、若宮、別府西